

日本語カフェ学習システム使用許諾契約書

株式会社 E-MAN（以下、甲という）は日本語カフェ学習システム（以下、本システムという）につき、契約申し込み希望者（以下、乙という）および乙が許諾するユーザー（以下、乙顧客という）に対してその使用を許諾することに合意し、その旨を証するため本契約を締結する。本契約書はその他の利用規約などに優先するものとする。

第 1 条（定義）

- 1 本契約において甲が乙に使用許諾する本システムは、日本語学習のためのコンテンツであって、ウェブブラウザ上で動作するものとし、<https://c.c88.jp> のメインドメインを通じ提供されるソフトウェアおよびそこに登録されている学習コンテンツ一式とする。
- 2 本契約期間中、甲は乙に対し、本システムおよびそこに登録されている日本語学習コンテンツの更新版及びバージョンアップ版を提供するものとし、本契約においては、これらも本システムに含まれるものとする。
- 3 本ソフトウェアの動作に必要となる PC、携帯電話端末、インターネット回線はユーザーが用意するものとする。

第 2 条（サブライセンス）

- 1 乙は、本契約期間中、本ソフトウェアのブランチ管理者として所定の数乙顧客に対して本システムの使用を許諾された ID（以下サブライセンスという）の発行管理権限を付与されたブランチ管理者 ID 1 つを甲より付与されるものとし、本システムの使用を乙顧客に対し、100 名に至るまで非独占的に許諾することができる。甲は乙に対し、ブランチ管理者およびサブライセンスの権利を非独占的に許諾する。
- 2 サブライセンスは、乙顧客が自己の使途に用いるために、1 ID ごとに、乙顧客が管理する端末にて使用することの許諾とし、かつ、サブライセンスは乙の許諾しない第三者への譲渡は不可とする。乙顧客は乙顧客が保有する複数台の端末で当該 ID を使用して学習することができる。
- 3 乙は、サブライセンス発行にあたり、乙顧客から対価を得ることは差し支えないものとする。
- 4 乙は乙顧客に対しサブライセンスを許諾する場合、乙顧客に対し以下サイトに記載する規約を遵守させるようにするものとする。

<https://nihongocafe.net/rules/>

- 5 乙が乙顧客へ付与することが出来るサブライセンスの数は 100 ID とする。但し、別途見積もりに記載の契約プランに変更することで、乙は所定数のサブライセンスを付与することが出来るものとする。

6. 乙は乙顧客に対するサブライセンスの付与、取消に関し乙のブランチ管理者 ID によって乙の判断で実施することが出来る。一旦付与した乙顧客に対するサブライセンス ID を取消した場合、乙の付与可能 ID 数は取消した ID 数の分だけ加算されるものとする

7. 乙が乙顧客に対しサブライセンスを許諾した場合であっても、甲は乙顧客へのサブライセンス許諾がユーザー規約に反していると思われる場合、及び許諾が相当でないと思われる場合、乙顧客へのサブライセンスを取り消すことが出来るものとする。

第3条（権利の帰属）

本ソフトウェアに係わる諸権利は本製品の開発者または開発者に正当に諸権利を付与している第三者（以下、開発者グループという）が保有し、著作権法に基づき保護されている。乙および乙顧客は、本ソフトウェアに関する全ての権利が開発者グループに帰属することを認識するものとする。本契約は、本ソフトウェアに関する権利を乙又は乙顧客に譲渡するものではなく、本契約に基づき本ソフトウェアを使用する権利を許諾するものとする。

第4条（ログイン ID およびパスワードの管理）

1. 乙及び乙顧客は、自己の責任において、本ソフトウェアのログイン ID およびパスワードを管理するものとする。甲は、ログイン ID およびパスワードの組み合わせが登録情報と一致してログインされた場合には、そのログイン ID を登録している乙又は乙顧客による利用とみなす。

2. 甲は、乙および乙顧客の ID が不正利用の疑いがある場合、又は6ヶ月以上一度も使用されていない場合は、事前通告なくサブライセンス ID およびそれに関連する情報の削除を行う場合がある。ブランチ管理者 ID は本契約が解除されない限り削除されることはない。

第5条（禁止事項）

乙および乙顧客は、以下の行為を行うことはできない。

1. 本システムの全部または一部を問わず、統合、修正、翻訳、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、デコンパイルなどソフトウェアの動作を不安定にする行為、およびソフトウェアの模倣を行うこと。

2. 本ソフトウェアの全部または一部を問わず、甲の事前の許可なく使用または複製すること。

3. 甲の事前の許可のある場合を除き、甲の事前の書面による許諾なく、本製品に含まれる情報を使用または第三者に開示すること。

4. 法令または公序良俗に違反する行為。

5. 犯罪行為に関連する行為。

6. サーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為。

7. 運営を妨害するおそれのある行為。
8. 他のお客様に関する個人情報等を収集または蓄積する行為。
9. 他のお客様に成りすます行為。
10. その他、甲が不適切と判断する行為。

第6条（契約の成立）

1. 乙が本システムの利用の申し込みを甲に行い、甲が承諾した事と、乙の甲に対する初回支払いが完了した時点をもって、契約が成立するものとする。
2. 乙の支払う初回支払い金額は、銀行振込、口座振替での支払いの場合、申し込み当月分の開始希望日からの日割利用料及び翌月分利用料の合計金額とする。クレジットカード定期課金での支払いの場合は、決済日を基準日として毎月の定期課金を行い、毎月の利用開始日は決済日の翌日を基準日として契約期間を設ける事とする。
3. 乙は、甲の指定する支払期日までに初回請求金額を支払うものとし、甲が入金を確認した後に乙へ本システムの利用に必要なIDを発行するものとする。
4. 甲は、銀行振込、口座振替での支払いの場合、毎月末に翌月分の利用料を請求するものとし、乙は請求書記載の期日までにこれを支払うものとする。クレジットカード定期課金での支払いの場合は、決済日を基準日として自動的に毎月の定期課金を行うものとする。
5. 乙が支払期限を10日以上過ぎた場合、甲は乙のIDおよび発行済みのサブライセンスIDを一時的に停止することができるものとする。
6. 乙は支払い方法として振込、自動引き落とし、クレジットカードでの引き落としのいずれかを選択することができるものとし、振込の場合の手数料は、乙の負担とする。ただし、自動引き落とし、クレジットカード引き落としの場合の手数料は甲の負担とする。

第7条（遅延による解除）

1. 乙が所定期日までに前条記載の使用料を支払わない場合、甲は直ちに乙のブランチID及び乙の発行したサブライセンスIDの使用を停止することが出来るものとする。これにより乙に何らかの損害が生じた場合も甲はその責任を負わないものとする。
2. 乙が契約解除を希望する場合、契約解除希望月の前月末日までに甲に通知することにより契約解除出来るものとし契約解除月の末日をもって契約解除されるものとする。

第8条（保証の免責）

甲は、本システムの品質および機能につき、明示または黙示の如何にかかわらず、いかなる形態での保証も行わないものとする。

第9条（責任の免責）

甲は、お客様が本製品を使用したことにより被ったいかなる直接的、間接的、偶発的、懲罰的な損害、お客様の逸失利益に対して、たとえかかる損害の発生が予見し得たとしても、責任を負わないものとする。但し、甲はシステム内のデータの損害については、誠意をもって出来得る限りの復旧に努めるものとする。

第10条（可分性）

本契約のいずれかの条項が無効であると裁判所によって宣告されたとしても、当該宣言は、本契約の他の条項に対して何等の効力ももたないものとする。

第11条（反社会的勢力ではないことの表明および確約）

1. 乙は甲に対し、本件契約時において、お客様が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとする。乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出するものとする。

2. 甲は、乙が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本契約を解除することができる。本契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責任を負わない。

第12条（サービス内容の変更等）

甲は、乙に通知することなく、本システムの内容を変更、あるいは本システムの提供を一時的に中止することができるものとし、これによってお客様に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

第13条（法的要請）

甲は、法的要請(搜索令状、裁判所の命令、召喚令状など)への対応として、法律により求められていると判断した場合、乙および乙顧客の情報にアクセスし、これを保存、共有することがある。

第14条（準拠法と管轄）

本契約は、日本法に準拠するものとし、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。